

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月30日(土) 18:10~19:30 第1会場	
施策名: 乳幼児保育・教育の充実	テーマ: 幼稚園事業の今後のあり方
担当課(室): 幼児教育課	担当者: 石井

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 幼稚園では、幼児期から豊かな心と体が育まれ、心身の調和がとれた成長を促すことができるよう発達段階に応じた幼児教育を充実する。小学校との連携を深め小学校生活への円滑な移行を図る。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 公私立幼稚園が、連携して幼児の創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う幼稚園教育を実践する。 私立幼稚園児保護者(平成22年(2010年)5月1日現在、幼児数5,872人)に対し、保育料補助金を支出し、就園を奨励する。
(3) テーマと施策との関係 幼稚園・保育所の教職員及び保育士が、互いの教育・保育内容の理解を深め、就学移行期の教育課程や指導方法の工夫など、連携・交流を進めていくことにより、保育・教育の充実を図る。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 「幼保一体化へ向けての展開」については、こども未来部と教育委員会の連携を一層進めるとともに国の動きに注視している状況である。 【平成22年5月1日現在の就学前施設の状況】 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>公立幼稚園</td> <td>7 箇所</td> <td>901 人</td> <td>公立保育所</td> <td>19 箇所</td> <td>2,216 人</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>33 箇所</td> <td>5,872 人</td> <td>民間保育所</td> <td>30 箇所</td> <td>2,395 人</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>計 40 箇所</td> <td>6,773 人</td> <td>家庭保育所</td> <td>11 箇所</td> <td>115 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保育所</td> <td>計 60 箇所</td> <td>4,726 人</td> </tr> </table>	公立幼稚園	7 箇所	901 人	公立保育所	19 箇所	2,216 人	私立幼稚園	33 箇所	5,872 人	民間保育所	30 箇所	2,395 人	幼稚園	計 40 箇所	6,773 人	家庭保育所	11 箇所	115 人				保育所	計 60 箇所	4,726 人
公立幼稚園	7 箇所	901 人	公立保育所	19 箇所	2,216 人																			
私立幼稚園	33 箇所	5,872 人	民間保育所	30 箇所	2,395 人																			
幼稚園	計 40 箇所	6,773 人	家庭保育所	11 箇所	115 人																			
			保育所	計 60 箇所	4,726 人																			
(2) 問題点・課題 国は、平成23年に「子ども・子育て新システム」の法案を成立させ、平成25年4月施行のスケジュールを示しており、運営基準等の詳細な内容が示されるのは、法案成立後のことである。																								
(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業 保育所																								
(4) 他自治体での取組状況 交野市では、昭和47年から、幼稚園と保育所を隣り合わせ(同敷地)に設立し、「幼児園」として運営を行っている。																								

たな卸しシート

3. 今後の施策展開の考え方(～平成 25 年度当初まで)

(1) テーマについての 3 年後 (平成 25 年度当初) のあるべき姿

幼稚園・保育所→【こども園へ移行】幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払った就学前施設への移行。

(2) (1) のあるべき姿に向けた今後 3 年間の取組 (具体的、簡潔に)

関係法令の改正に基づいた、幼稚園からこども園移行のための条件整備。
幼稚園・保育所の教職員及び保育士が、互いの教育保育内容の理解を深め、連携を強化する。

(3) 2-②の問題点・課題の解決の方法

こども未来部と教育委員会の連携を強化し、幼稚園・保育所の施策について整合性を図る等、条件整備に備える。

(4) 2-③にかかる事業整理の考え方 (他部局や他セクターとの連携等も含めて)

関係法令の改正に基づき一体化を図る。

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月30日(土) 18:10~19:30		第1会場
施策名: 乳幼児保育・教育の充実	テーマ: 保育所事業の今後のあり方	
担当課(室): 保育課	担当者: 五嶋	

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 乳幼児に、豊かな人権感覚、人とのかかわる力、好奇心や探究心などが育まれるよう保育内容の充実に努める。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 認可保育所の定員増や弾力運用により受け入れ枠の拡大を図り、待機児童の解消に努める。
(3) テーマと施策との関係 保育所・幼稚園・認定こども園の垣根が取り払われ新たな指針に基づき幼児教育と保育をともに提供することとなり、すべての就学前のこどもの施策として取り組みが可能となる。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 幼保一体化については、教育委員会と連携し国の動きを注視している。 平成22年5月1日現在の入所状況 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>公立保育所19か所</td> <td>2, 216人</td> <td>公立幼稚園</td> <td>7か所</td> <td>901人</td> </tr> <tr> <td>民間保育所30か所</td> <td>2, 395人</td> <td>私立幼稚園</td> <td>33か所</td> <td>5, 872人</td> </tr> <tr> <td>家庭保育所11か所</td> <td>115人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60か所 4, 726人</td> <td>合計</td> <td>40か所</td> <td>6, 773人</td> </tr> </table>	公立保育所19か所	2, 216人	公立幼稚園	7か所	901人	民間保育所30か所	2, 395人	私立幼稚園	33か所	5, 872人	家庭保育所11か所	115人				合計	60か所 4, 726人	合計	40か所	6, 773人
公立保育所19か所	2, 216人	公立幼稚園	7か所	901人																
民間保育所30か所	2, 395人	私立幼稚園	33か所	5, 872人																
家庭保育所11か所	115人																			
合計	60か所 4, 726人	合計	40か所	6, 773人																
(2) 問題点・課題 保育所保育指針と幼稚園教育要領に基づき、それぞれが保育・教育に取り組んできたが、一体化に向けて保育に係る職員の意識改革が必要である。																				
(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業 幼児教育																				
(4) 他自治体での取組状況 交野市は、一つの敷地内に幼稚園と保育所を設置し幼児園として取り組みがされている。																				

3. 今後の施策展開の考え方(～平成25年度当初まで)

(1) テーマについての3年後(平成25年度当初)のあるべき姿 国において、平成25年度から幼稚園と保育所を一体化し、こども園が創設されることとなっている。
(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組(具体的、簡潔に) 来年度、関係法令等の改正が行われ詳細が明らかにされることから、これに対応するための条件整備及びより一層幼児教育・保育の連携強化を行う。
(3) 2-(2)の問題点・課題の解決の方法 新たなこども園の指針に基づき、保育に係る職員間の情報共有や研修を行う。
(4) 2-(3)にかかる事業整理の考え方(他部局や他セクターとの連携等も含めて) 関係法令の改正に基づき一体化を図る。

幼稚園と保育所の違い

	公立幼稚園	私立幼稚園	認定こども園	公立保育所	民間保育所	家庭保育所
根拠法	学校教育法		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童福祉法		豊中市家庭保育所制度要綱
設置認可(窓口)	大阪府教育委員会	大阪府府民文化部私学大学課	← // →	大阪府福祉部子ども室子育て支援課		豊中市保育課
設置基準	幼稚園設置基準		大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例	児童福祉最低基準		認可外保育施設指導監督基準
力所数	7	34(内1は休園中、認定こども園3を含む)	幼保連携型<3>	19	30(認定こども園3を含む)	11
対象児童	4歳・5歳	満3歳～5歳	幼稚園+保育所	保育に欠ける 生後2ヶ月～小学校就学前 *ただし、施設により対象年齢の制限あり	保育に欠ける 生後2ヶ月～小学校就学前 *ただし、施設により対象年齢の制限あり	保育に欠ける 生後2ヶ月～1歳児クラス
保育時間	基本4時間 月火木金=8:30~14:00 水=8:30~11:30	基本4時間 月～金 =8:30(9:00)~14:00	← // →	基本 8時間 月～土=7:00~19:00	基本 8時間 月～土 =7:00~19:00(20:00)	月～土=7:00~19:00
預かり保育	午後5時まで(水・土・日曜日除)	~16:30=1カ所、 ~17:00=8カ所 ~17:30=2カ所 ~18:00=13カ所 ~18:30=4カ所 ~19:00=5カ所 (土曜日) ~11:20=1カ所 ~15:00=2カ所 ~18:00=1カ所 ~18:30=2カ所 ~19:00=2カ所	← // →			

1-4-1

市内 幼稚園の定員等

認可定員

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公立幼稚園	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470
私立幼稚園(休園中の園を除く)	8,900	8,815	8,815	8,655	8,655
計	10,370	10,285	10,285	10,125	10,125

在籍児童数

(各年度5月1日)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公立幼稚園	1,013	905	917	895	901
私立幼稚園(市外からの入園児を含む)	6,563	6,518	6,506	6,534	6,397
計	7,576	7,423	7,423	7,429	7,298

1-4-5

保育所の定員等

定員

年度	H18	H19	H20	H21	H22
公立保育所	2,540	2,245	2,245	2,245	2,245
民間保育所	1,750	2,045	2,065	2,145	2,200
家庭保育所	134	116	116	116	116
簡易保育所	46	46	46		
合計	4,470	4,452	4,472	4,506	4,561

入所状況(年間平均)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
公立保育所	2,400	2,186	2,185	2,204	2,173
民間保育所	1,935	2,263	2,323	2,390	2,362
家庭保育所	132	114	113	114	115
簡易保育所	46	45	46		
合計	4,513	4,608	4,667	4,708	4,650

※H22は、4月1日現在

待機児

年度	H18	H19	H20	H21	H22
年度当初	17	12	9	10	8
年度末	329	304	308	207	

1-4-6

年度別就学前児童数等の推移

(各年度5月1日現在)

年齢区分	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		(22-21)		
	人数	割合(%)	人数	対前年度比(%)									
0歳児	幼公立						0		0				
	稚私立										0	0.00	
	園計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.00	
	保育所	319	9.1	360	10.5	326	9.6	375	10.6	351	10.0	△24	-0.60
	その他	3,179	90.9	3,077	89.5	3,085	90.4	3,147	89.4	3,162	90.0	15	0.60
総数	3,498	100.0	3,437	100.0	3,411	100.0	3,522	100.0	3,513	100.0	△9	0.00	
1歳児	幼公立												
	稚私立												
	園計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.00	
	保育所	682	19.8	703	19.9	740	21.4	724	20.9	757	21.3	33	0.40
	その他	2,755	80.2	2,821	80.0	2,714	78.6	2,733	79.1	2,799	78.7	66	-0.40
総数	3,437	100.0	3,524	100.0	3,454	100.0	3,457	100.0	3,556	100.0	99	0.00	
2歳児	幼公立												
	稚私立	2	0.1	2	0.1	1	0.0	1	0.0	3	0.1	2	0.10
	園計	2	0.1	2	0.1	1	0.0	1	0.0	3	0.1	2	0.10
	保育所	827	23.4	859	25.2	864	24.4	895	25.8	901	26.1	6	0.30
	その他	2,704	76.5	2,550	74.8	2,677	75.6	2,579	74.2	2,553	73.9	△26	-0.30
総数	3,533	100.0	3,411	100.0	3,542	100.0	3,475	100.0	3,457	100.0	△18	0.00	
3歳児	幼公立												
	稚私立	1,711	48.4	1,764	50.2	1,744	50.6	1,848	51.8	1,751	50.2	△97	-1.60
	園計	1,711	48.4	1,764	50.2	1,744	50.6	1,848	51.8	1,751	50.2	△97	-1.60
	保育所	869	24.6	882	25.1	891	25.8	882	24.7	948	27.2	66	2.50
	その他	954	27.0	868	24.7	815	23.6	840	23.5	788	22.6	△52	-0.90
総数	3,534	100.0	3,514	100.0	3,450	100.0	3,570	100.0	3,487	100.0	△83	0.00	
4歳児	幼公立	439	12.0	415	11.6	419	11.8	419	12.2	424	11.9	5	-0.30
	稚私立	2,237	60.8	2,155	60.2	2,143	60.1	2,006	58.2	2,103	59.2	97	1.00
	園計	2,676	72.8	2,570	71.8	2,562	71.9	2,425	70.4	2,527	71.1	102	0.70
	保育所	861	23.4	863	24.1	896	25.1	885	25.7	893	25.1	8	-0.60
	その他	141	3.8	149	4.1	106	3.0	195	3.9	133	3.7	△2	-0.20
総数	3,678	100.0	3,582	100.0	3,564	100.0	3,445	100.0	3,553	100.0	108	0.00	
5歳児	幼公立	574	14.9	490	13.4	498	13.8	476	13.2	477	13.7	1	0.50
	稚私立	2,309	59.9	2,218	60.7	2,159	59.9	2,143	59.6	2,015	58.0	△128	-1.60
	園計	2,883	74.8	2,708	74.1	2,657	73.7	2,619	72.8	2,492	71.7	△127	-1.10
	保育所	874	22.7	873	23.9	870	24.2	901	25.0	876	25.2	△25	0.20
	その他	96	2.5	71	2.0	77	2.1	77	2.1	106	3.1	29	1.00
総数	3,853	100.0	3,652	100.0	3,604	100.0	3,597	100.0	3,474	100.0	△123	0.00	
合計	幼公立	1,013	4.7	905	4.3	917	4.4	895	4.2	901	4.3	6	0.10
	稚私立	6,259	29.1	6,139	29.1	6,047	28.8	5,998	28.5	5,872	27.9	△126	-0.60
	園計	7,272	33.8	7,044	33.4	6,964	33.1	6,893	32.7	6,773	32.2	△120	-0.50
	保育所	4,432	20.6	4,540	21.5	4,587	21.8	4,662	22.1	4,726	22.5	64	0.40
	その他	9,829	45.6	9,536	45.2	9,474	45.1	9,511	45.1	9,541	45.3	30	0.20
総数	21,533	100.0	21,120	100.0	21,025	100.0	21,066	100.0	21,040	100.0	△26	0.00	

(参考)平成22年5月1日現在 市内私立幼稚園在園者数(人)

6,397

※私立幼稚園児数は、市内
在住で市内市外私立幼稚園
在園者数(5月1日現在)

〔市内在住で市外幼稚園在園者数(a)
市外在住で市内幼稚園在園者数(b)〕

471
996
差引b-a
525

市立幼稚園 入園金・保育料収納状況

		H17	H18	H19	H20	H21
現年度	調定額	118,776,000	118,652,000	105,657,500	106,378,500	105,109,500
	収入済額	118,507,000	118,632,000	105,537,500	106,258,500	105,062,500
	徴収率	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
過年度	調定額	0	219,000	213,000	333,000	353,000
	収入済額	0	80,000	0	100,000	33,000
	徴収率	0%	36.5%	0%	30.0%	9.3%
合計	調定額	118,776,000	118,871,000	105,870,500	106,711,500	105,462,500
	収入済額	118,507,000	118,712,000	105,537,500	106,358,500	105,095,500
	徴収率	99.8%	99.9%	99.7%	99.7%	99.7%

8-4-1

保育料の収納状況

		H17	H18	H19	H20	H21
現年	調定額	1,024,189,550	1,072,223,350	1,143,523,850	1,183,979,050	1,176,154,860
	収入済額	992,067,950	1,043,232,000	1,110,325,750	1,147,365,450	1,133,302,960
	徴収率	96.9%	97.3%	97.1%	96.9%	96.4%
過年	調定額	119,364,760	129,971,850	130,392,290	138,898,490	153,547,540
	収入済額	10,433,610	11,937,450	11,325,800	10,468,100	14,657,100
	徴収率	8.7%	9.2%	8.7%	7.5%	9.5%
合計	調定額	1,143,554,310	1,202,195,200	1,273,916,140	1,322,877,540	1,329,702,400
	収入済額	1,002,501,560	1,055,169,450	1,121,651,550	1,157,833,550	1,147,960,060
	徴収率	87.7%	87.8%	88.0%	87.5%	86.3%

6-4-9

「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成 22 年 1 月 29 日
少子化社会対策会議決定

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(共同議長) 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)・国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

(構成員) 総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

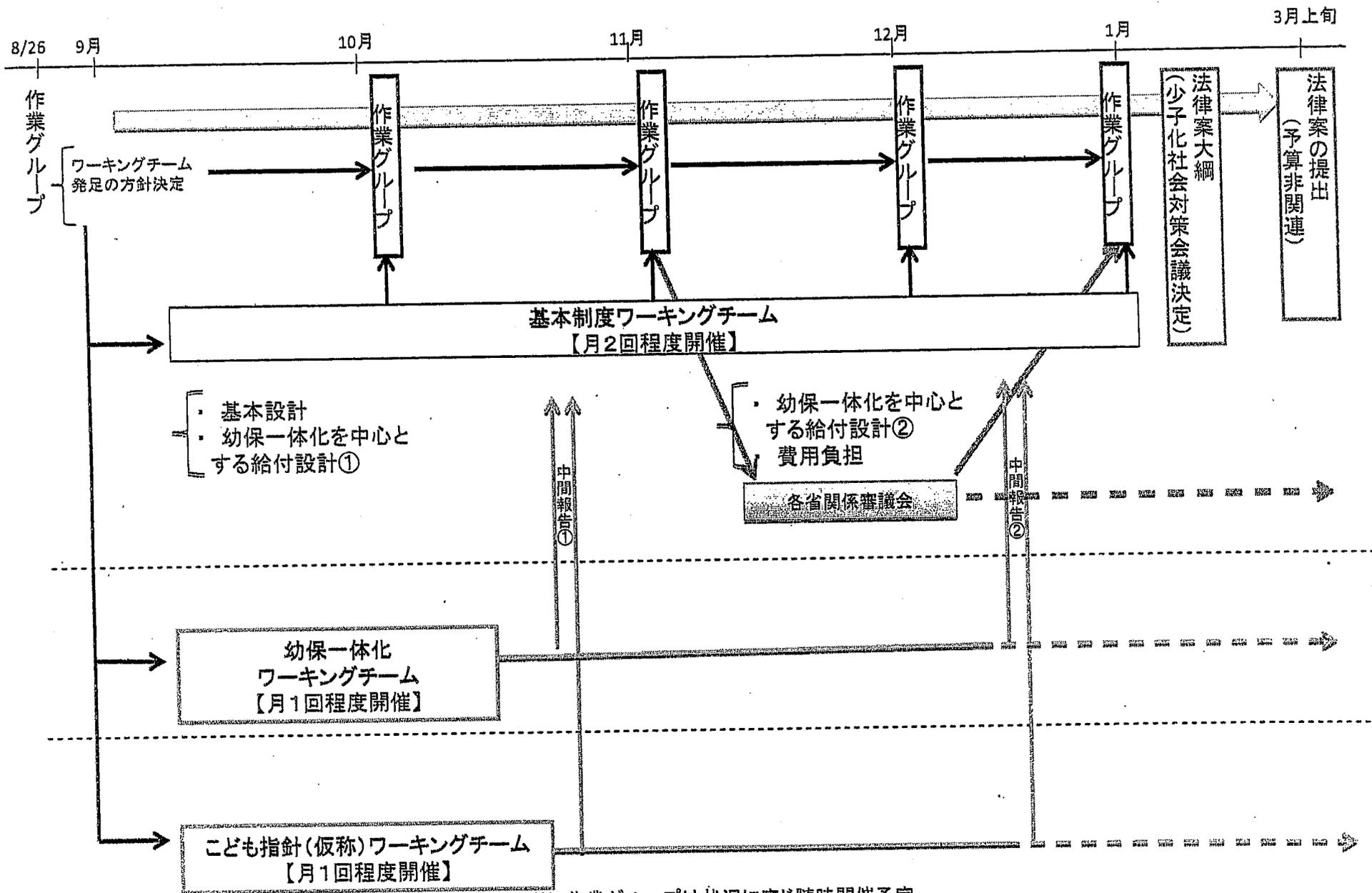
4 スケジュール

平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

子ども・子育て新システム・今後のスケジュール



1-4-11

※ 作業グループは状況に応じ随時開催予定

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

I 総論

【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

Ⅱ 基本設計

- 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。
- 事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。
- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。
- 給付の内容は、以下の2種類とし、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じて必要な給付を保障する。
 - (1) すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎的な給付
 - (2) 両立支援・保育・幼児教育のための給付

1 国・都道府県の役割

- 国は、新システムの制度設計を担うとともに、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援を行う。
- 都道府県は、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整や市町村に対する情報提供など、市町村における制度の円滑な運営のための必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、都道府県が主体となって行う事業を行う。

2 市町村の権限と責務

- 市町村は、国・都道府県等と連携し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し、以下の責務の下で、当該市町村の住民に新システムのサービス・給付を提供・確保する。

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用を支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）

- すべての子ども・子育て家庭を対象にした基礎的な給付として、子ども手当や一時預かり、地域子育て支援等のための給付を行う。

（個人給付）

（1）子ども手当（個人への現金給付）

- 中学生以下の子どもを対象に、子ども手当の給付を行う。

（2）子育て支援サービス（個人への現物給付）

- 乳幼児の良質な成育環境の確保と保護者の負担軽減の観点から、すべての乳幼児と保護者を対象とした個人への現物給付（一時預かり等）を行う。

（3）現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
 - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
 - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

（4）妊婦健診

- 妊婦健診について、基礎給付として新システムから給付することを検討する。

(その他の子育て支援事業)

(5) その他の地域の子育て支援事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など、地域の子育て支援のための事業を給付する。

(6) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、基礎給付の上乗せや、上記の基礎給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組みとする。

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援 (両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

- 幼保一体給付(仮称)や育児休業給付等、幼保一体化を含め、仕事と子育ての両立支援と、保育サービス、幼児教育を保障するために、妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで、切れ目のないサービスを提供する。

(1) 産前・産後・育児休業給付(仮称)

- 産前・産後・育児期における就業中断中においても安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠から保育サービスまで切れ目なく給付が受けられる仕組みとして、産前・産後・育児休業中の現金給付の一体化を、実施方法とあわせて検討する。

(2) 幼保一体給付(仮称)

- 幼保一体給付(仮称)は、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス等の多様なサービスに対する給付とする。
- これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

① こども園（仮称）

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化し、新システムに位置づける。
- こども園（仮称）については、「幼保一体給付（仮称）」の対象とする。

② 小規模保育サービス

- 主に3歳未満児に重点化した需要や、へき地などの人口減少地域などに対応するため、家庭的保育サービス、複数の家庭的保育者によるサービス、訪問型サービス、保育所等と連携した形態による小規模サービス等について、小規模保育サービスとして新システムに位置づける。

③ 短時間利用者向け保育サービス

- 主に3歳未満児を対象として日数や時間の短い需要に対応し、短時間労働者等が定期的に利用する形態のサービスとして、短時間利用者向け保育サービスを新システムに位置づける。

④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 早朝、夜間、休日の保育ニーズに対応した保育サービスとして、早朝・夜間・休日保育サービスを新システムに位置づける。

⑤ 事業所内保育サービス

- 事業所内保育サービスを、新システムに位置づける。

⑥ 広域保育サービス

- 複数の市町村が連携して設置する保育施設、複数の事業者が共同で設置する保育施設等について、広域保育サービスとして、新システムに位置づける。

⑦ 病児・病後児保育サービス

- 体調不良・病気などの場合において必要な保育サービスを提供するものとして、病児・病後児保育サービスを新システムに位置づける。

⑧ その他サービス

※ ①～⑦について、多様な給付メニューのイメージ（別紙）

（給付の仕組み）

- 非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることが出来る公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する。
- 利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。
- 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化を図る。
- 利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み（利用者補助方式）とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

（多様な事業者の参入による基盤整備）

- 幼保一体給付（仮称）の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入（指定制の導入）する。
- 子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付（仮称）の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。
- イコールフットィングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、
 - ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
 - ・ 施設整備費の在り方を見直す。
 - ・ 運営費の使途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等

- を条件に、他事業等への活用を可能とする。
- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

- 撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。
- サービスの質の向上を検討する。

(3) 切れ目のないサービスの保障

- 育児休業の給付と保育サービスを一元的な制度により保障することにより、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障する仕組みとする。

- ① 市町村の認定による保育サービスを受ける権利の付与
- ② ①と連動した市町村によるサービス提供体制確保
- ③ 短時間労働者向けサービスなどのサービスメニューの多様化
- ④ 育児休業中の給付あるいは保育サービスのいずれかが保障される仕組み

(4) 放課後児童給付（仮称）

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

(5) 市町村独自の給付

- 市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。

Ⅳ 費用負担

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担する。
- 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討する。
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提として実施する。
- 既存の特別会計（勘定）の活用などにより、子ども・子育て勘定（仮称）を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を包括的に交付する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。
- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。
- 事業主拠出の在り方は、社会全体で子ども・子育てを支える観点や、両立支援における企業の果たす役割を踏まえ、企業の経済活動に対する影響などにも配慮しながら、検討を行う。

Ⅴ 幼保一体化

- 幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化する。（再掲）
- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設する。
- こども指針（仮称）に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園（仮称）としての機能の一体化を推進する。
- こども園（仮称）については、現在の幼稚園、保育所、認定こども園からの円

滑な移行に配慮しつつ、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。

Ⅵ 新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

Ⅶ 都道府県が行う市町村支援事業

- 子ども・子育て支援施策のうち、広域自治体として市町村を支援する事業、社会的養護を始め都道府県事業として位置づけることが適当であると考えられる事業について、新システムに位置づけることを検討する。

Ⅷ その他

- 子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。
- 具体的な給付設計、費用負担等について、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から制度の検討を行う。
- 給付設計に当たっては、子ども・子育て支援における地方の自主性を発揮する観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重することを基本とする。
- まちづくりと連携して子育て支援施設の整備を推進する仕組みづくりを行う。
- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付(仮称)との関係について検討する。

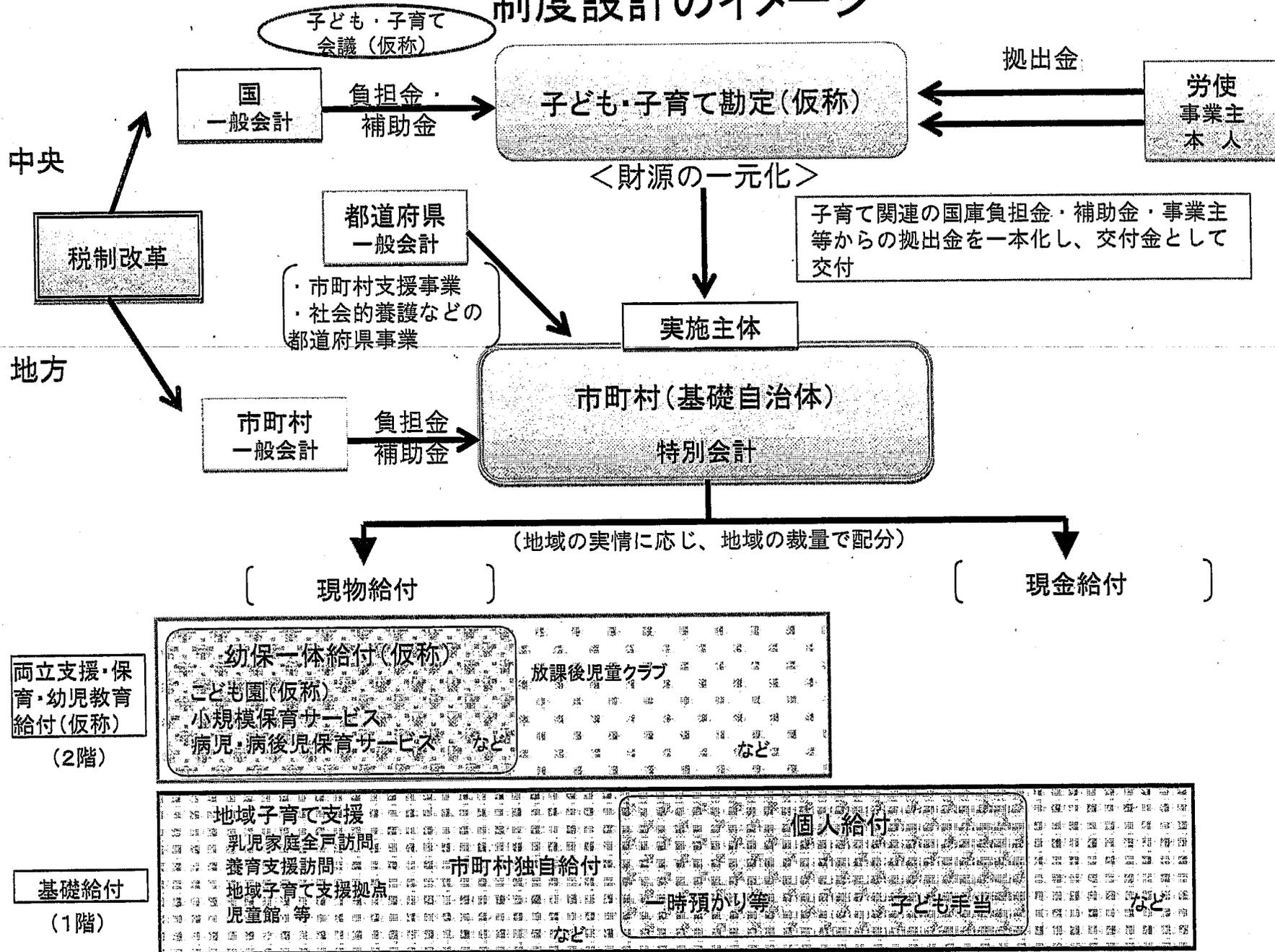
Ⅸ 工程

- 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す。

※ 国及び地方の恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施する。

- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体的提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施する。
- ※ 新システムの実施に当たっては、成長戦略策定会議等との連携を図る。
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめとした国と地方の役割に関する具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携を図る。

制度設計のイメージ



1-4-22

イメージ① こども園(仮称)

別紙

● 幼稚園・保育所の一体化

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。

● 給付の一体化

幼保一体給付(仮称)による財政支援

● 機能の一体化

・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)

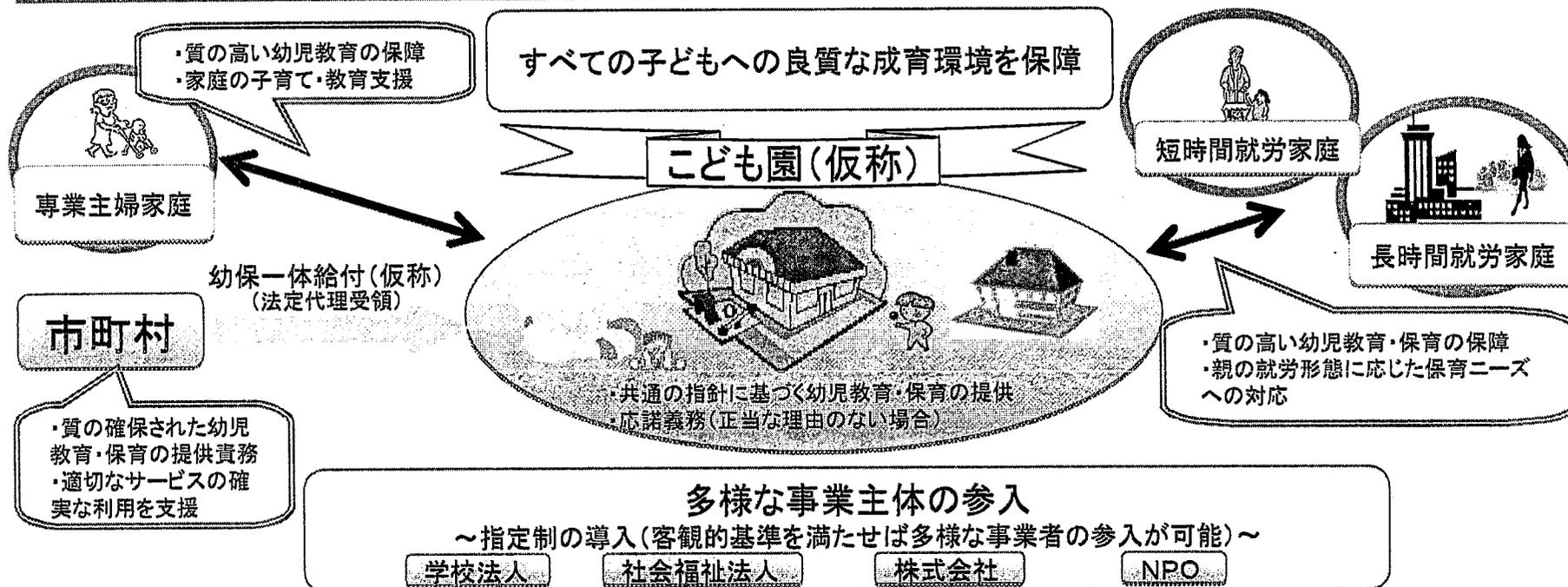
→ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。

・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進

● 多様な事業主体の参入

学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。

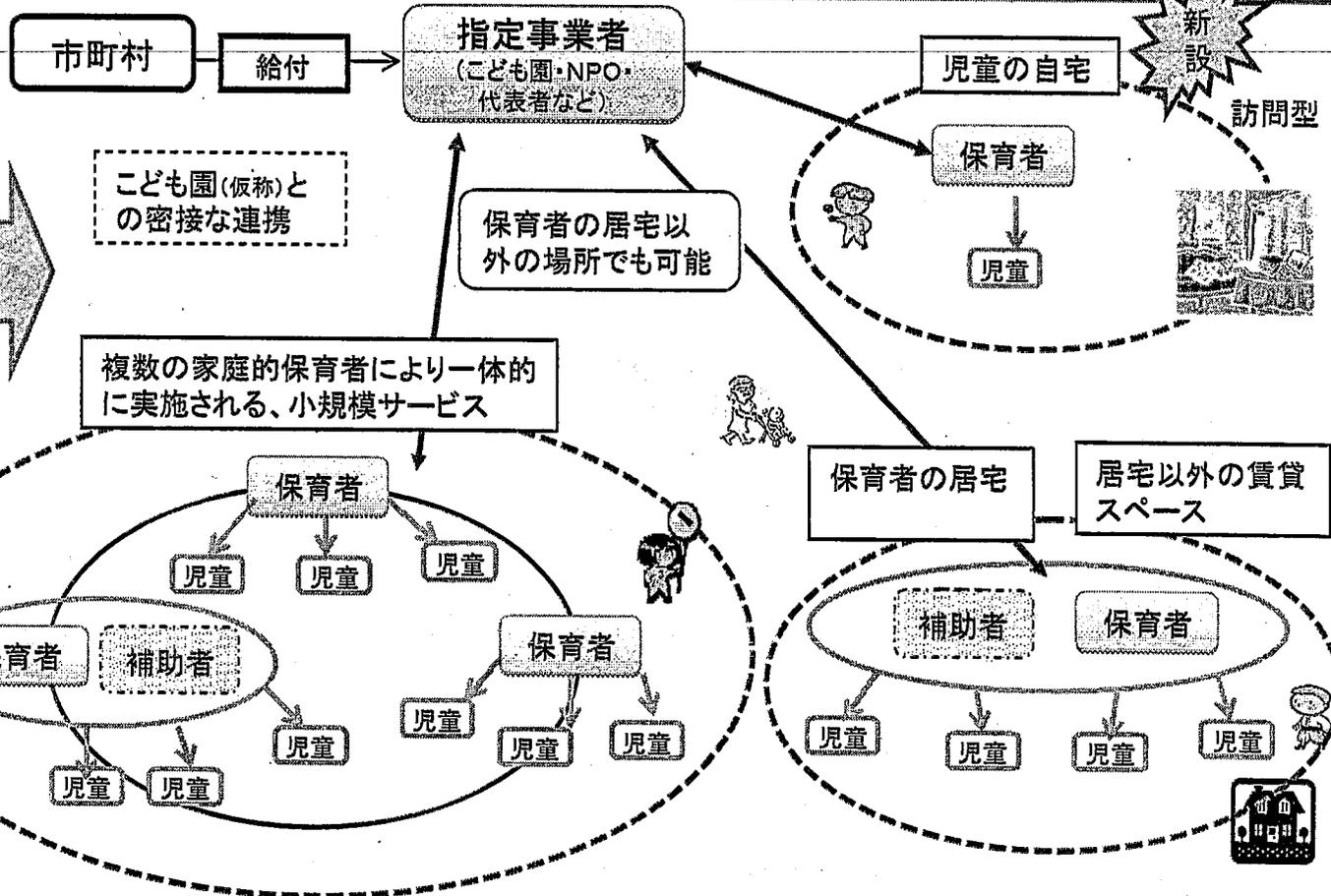
1-4-23



イメージ②-1 小規模保育サービス①

- 少人数を対象とするきめ細やかな保育
少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。
- 家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象)
主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。
- 訪問型によるサービスを新設

(市町村がやるべきこと)
 ・研修・交流
 ・代替保育体制の確保
 ・巡回相談
 ・保育内容の支援



連携
こども園(仮称)

【提供サービスの質の確保】
 ・保育ママの要件として保育士又は一定の研修修了者とする 等
 【安心の保障体制】
 ・安全に十分配慮された場の確保
 ・事故発生時の保障の体制確保 等

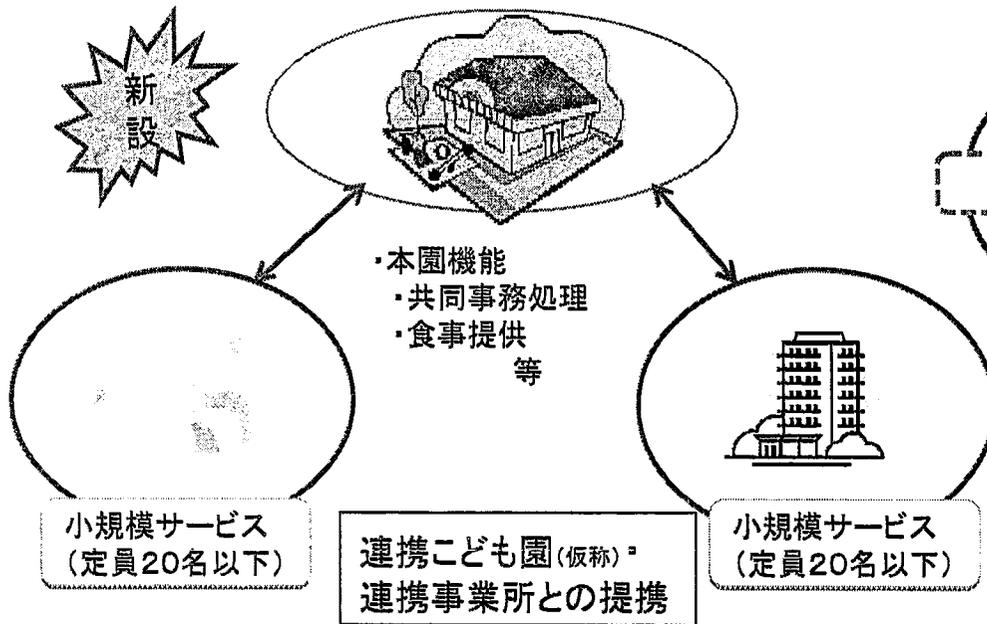
1-4-24

イメージ②-2 小規模保育サービス②

- 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定
 - ・ 3歳未満児に重点化した需要に対応
3歳未満児に特化したサービス類型の推進
 - ・ へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス
6~19人定員のサービス類型の創設等

【イメージ①】 連携型・サテライト型

【イメージ②】多機能型



都市圏で行う賃貸などでの
小規模定員のサービス

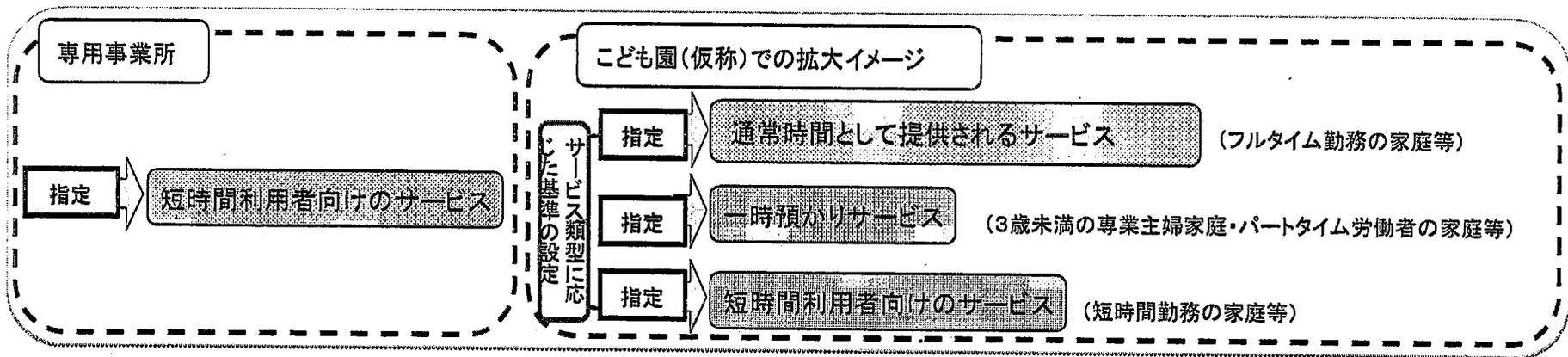
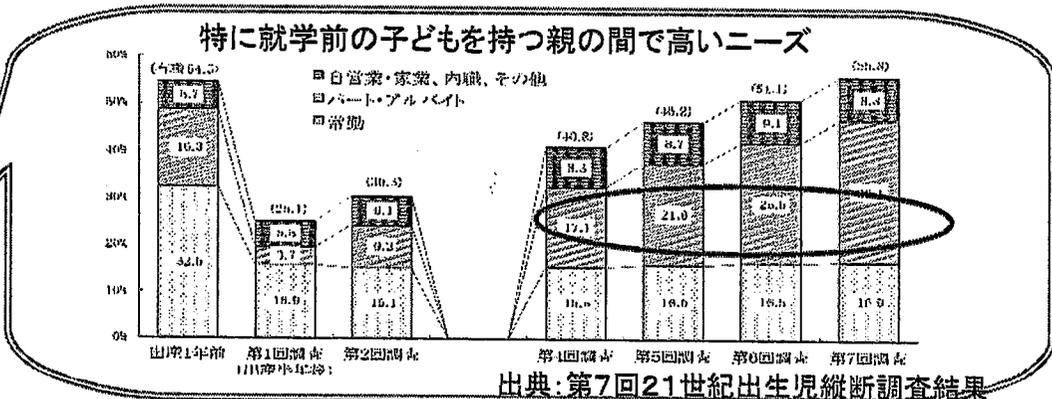
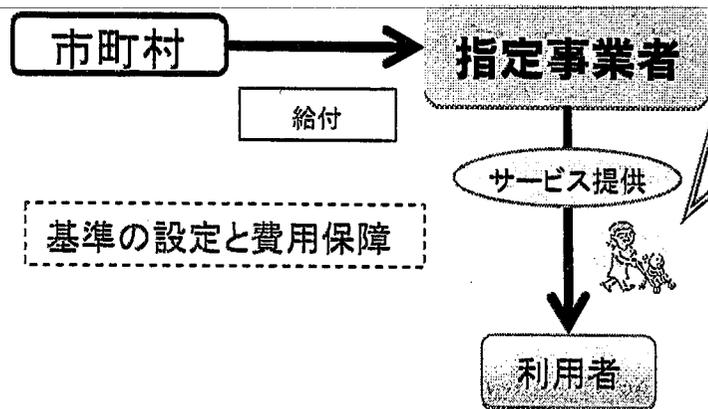
人口減少地域などにおける
多機能型のサービス

1-4-25

イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

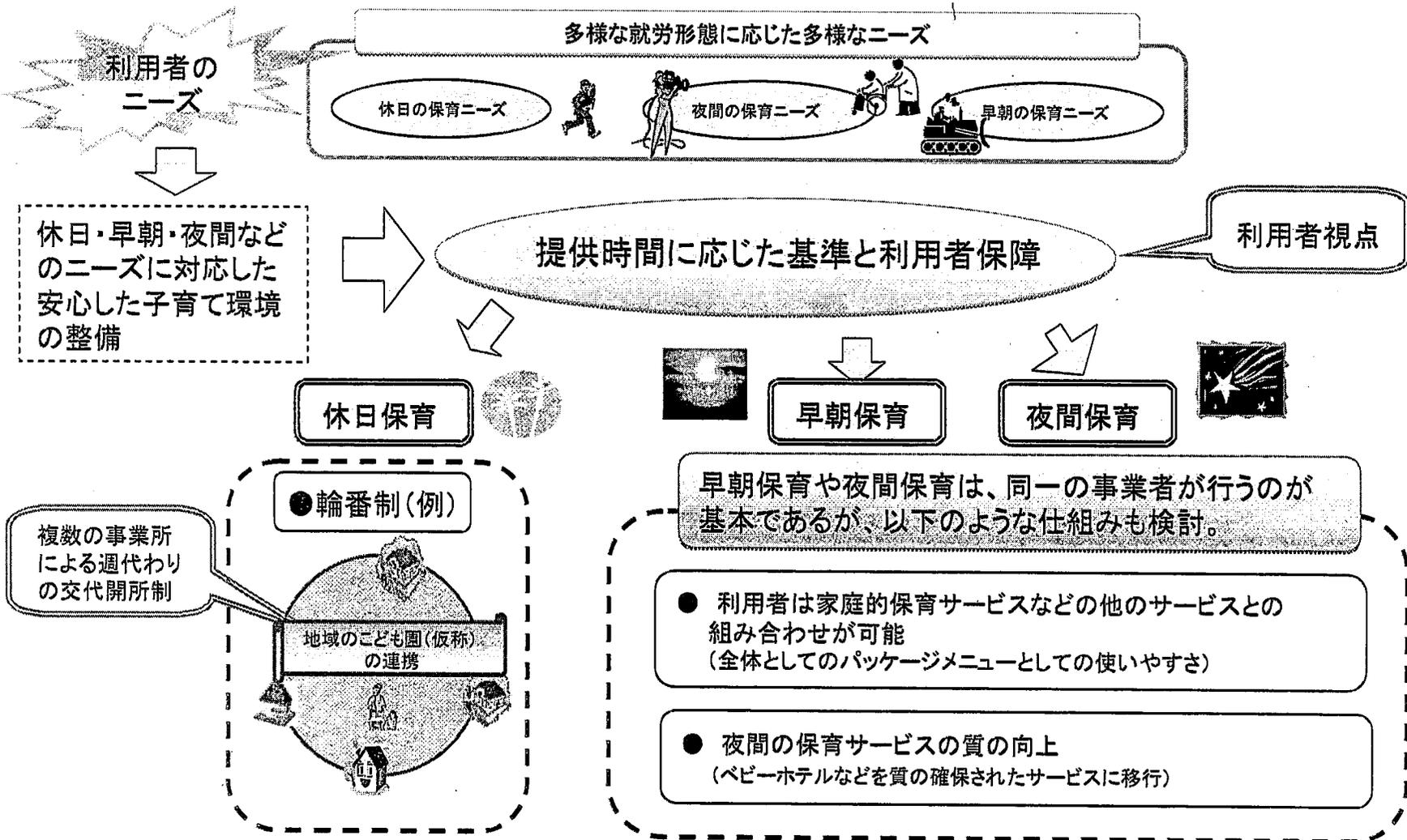
- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設
実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めるニーズが高いことを踏まえ、日数、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大

1-4-26



イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

- 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備
早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備

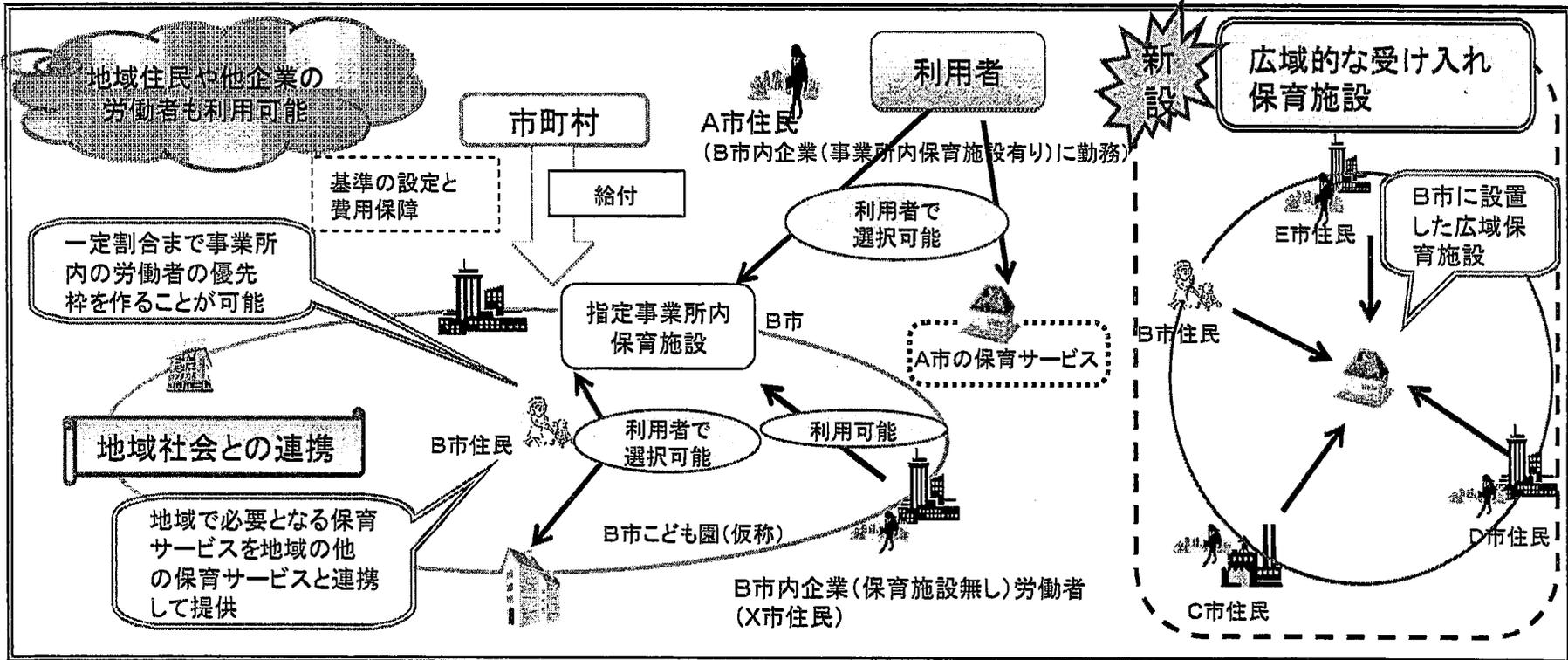


1-4-29

イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

- 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備
居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。 **労働者にメリット**
勤務時間に合わせた保育が可能に
- 企業の人材確保とその定着に貢献 **企業にメリット**
- 地域社会への貢献
事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携 **地域にメリット**

1-4-28



イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

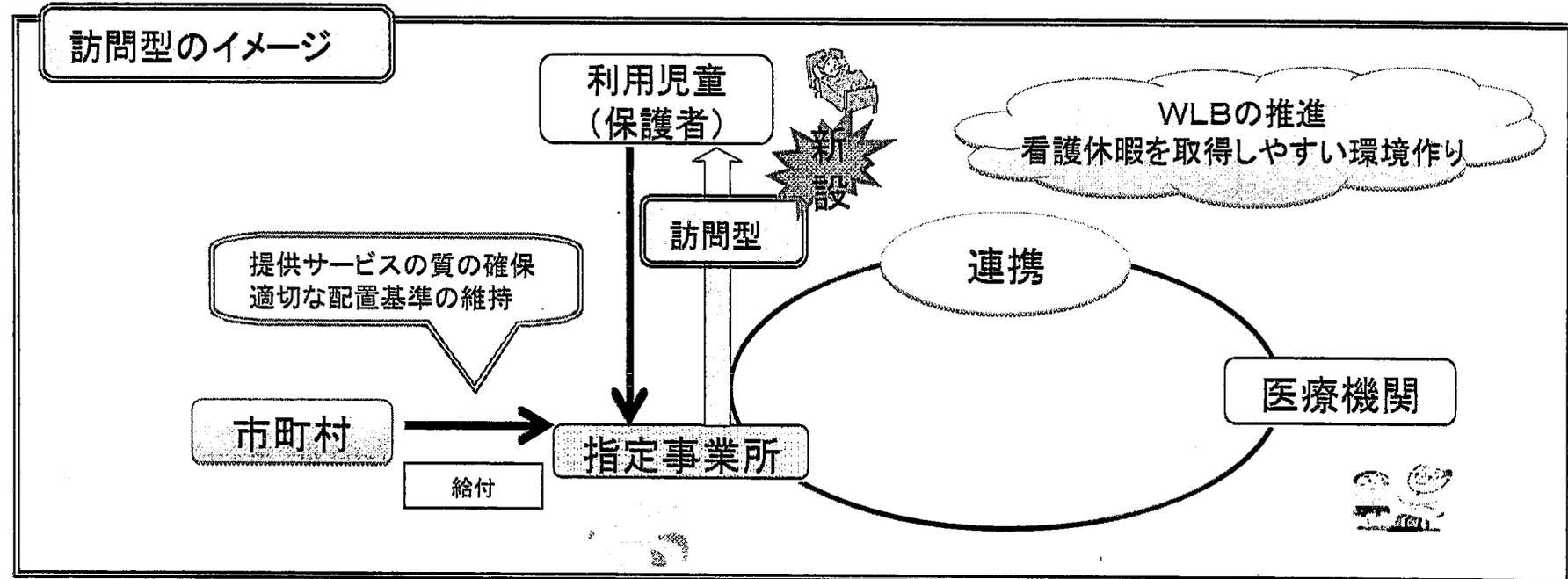
● 子どもの態様に応じた利用

- ・ すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化
 すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
- ・ 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)
 (感染症等専用の保育を必要とする場合など)

事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築

- ・ 訪問型の新設(指定事業者)の検討
 研修を受けた看護師・保育士等による訪問
 医療機関と連携したサービス提供

1-4-29



(参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称) その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、 社会的事由 等

専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における
様々なニーズに対応

